

# 衆議院 安全保障委員会議録 第四号

四

三

二

一

平成十八年四月十四日(金曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 浜田 靖一君

理事 赤城 徳彦君 理事 岩屋

理事 寺田 稔君 理事 仲村

理事 吉川 貴盛君 理事 伸村

理事 長島 昭久君 理事 神風

理事 安次富 修君 理事 神風

理事 小里 泰弘君 理事 神風

理事 北村 誠吾君 理事 神風

理事 谷川 弥一君 理事 神風

理事 宮路 和明君 理事 神風

理事 山崎 拓君 理事 神風

理事 赤嶺 政賢君 理事 神風

理事 下地 幹郎君 理事 神風

國務大臣 (防衛府長官) 領賀福志郎君

防衛府副長官 木村 太郎君

防衛府長官政務官 高木 肇君

安全保障委員会専門員 三田村秀人君

四月十日

防衛施設庁の官製談合疑惑の全容究明と天下り禁止を求める意見書(北海道網走市議会)(第三五〇六号)

防衛施設庁官製談合疑惑の全容解明と天下り禁止を求める意見書(北海道伊達市議会)(第三五〇七号)

防衛施設庁の官製談合疑惑の全容究明と天下り禁止をもとめる意見書(北海道斜里町議会)(第三五〇八号)

防衛施設庁の官製談合疑惑の全容究明と天下り禁止を求める意見書(北海道芽室町議会)(第三五〇九号)

防衛施設庁の官製談合事件の全容解明と天下り禁止措置の徹底を求める意見書(東京都調布市議会)(第三五一〇号)

防衛施設庁の官製談合事件の全容解明と天下り禁止措置の徹底を求める意見書(東京都東久留米市議会)(第三五一一号)

防衛施設庁の官製談合を徹底究明とともに、抜本的な再発防止策と高級官僚の天下りを禁止するよう求める意見書(高知県南国市議会)(第三五一二号)

防衛施設庁の官製談合事件の全容解明と天下り禁止措置の徹底を求める意見書(東京都東久留

統合、再構築し、装備品の取得に関する統一的な指針の作成及び装備品の調達を行う装備本部を新設するものとし、その所掌事務を定める等所要の改正を行うものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたしました。

○額賀國務大臣 ただいま議題となりました防衛

府設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明させていただきます。

この法律案は、防衛府設置法、自衛隊法及び防衛府の職員の給与等に関する法律の一部改正を内容としております。

○浜田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十八日火曜日委員会を開会する」とし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第四十二条中「掲げる事務」の下に「(第十条第六号に掲げる事務に係る教育訓練を実施することの委託を受けた場合に限る。)」を削る。

百十五条の七中「速やかにその超えること」となる日前に「速やかに」に改める。

第二百十九条第一項第四号中「第二号」を「第三号」に改める。

第二条第一項及び第五条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改める。

第十条第一項中「方面隊」の下に「中央即応集団」を加え、同条に次の二項を加える。

5 中央即応集団は、中央即応集団司令部及び団その他の直轄部隊から成る。

第十二条の二の次に次の二項を加える。

(中央即応集団司令官)

第十二条の三 中央即応集団の長は、中央即応集団司令官とする。

2 中央即応集団司令官は、長官の指揮監督を受け、中央即応集団の隊務を統括する。

第十四条を削り、第三章第一節中第十三条を第十四条とし、同条の前に次の二項を加える。

(部隊の長)

第十三条 方面隊、師団、旅団及び中央即応集団以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第二十四条第一項第四号を次のように改め

第三十一条の見出しを「装備本部」に改め、同条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 装備本部は、次の事務をつかさどる。

一 自衛隊の装備品等及び役務についての取得(前条第二項に規定する考案、設計及び試作並びに次号に規定する調達をいう)に関する事務の効果的かつ効率的な実施を図るための統一的な指針の作成に関するこ

と。

二 自衛隊の装備品等及び役務で長官の定め

るものの調達に関するこ

と。

三 地方連絡部長を「地方協力本部長」に改め、同条第二項中「地方連絡部」を「地方協力本部」に改め、「においては」の下に「地方における渉外及び広報」を加え、同条第二項中「地方連絡部」を「地方協力本部」に、「地方連絡部」を「地方協力本部長」に改め、同条第三項中「地方連絡部長」を「地方協力本部長」に改める。

第七十五条の二第二項中「八千三百七十八人」を「八千三百六十八人」に改める。

「装備本部」に改める。

第三十二条第一項中「契約本部」を「装備本部」

り、「契約本部」を「装備本部」に改め、「(内部部局にあつては、防衛府設置法第十条第六号に掲げる事務に係る教育訓練を実施することの委託を受けた場合に限る。)」を削る。

百十五条の七中「速やかに」に改める。

第二百十九条第一項第四号中「第二号」を「第三号」に改める。

第二条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を同条第二項とする。

第九条中「並びに前条第一項及び第二項」を「及び前条第一項」に改める。

第七条第二項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を同条第二項とする。

別表第三を「別表第二備考四」に改める。

第六条中「別表第一の指定職の欄」を削り、「別表第三」を「別表第二」に改める。

第七条第二項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を同条第二項とする。

別表第三を「別表第二」に改める。

第二十七条第二項中「防衛参事官等」にあつては俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を、「削る。

第二十八条の二第五項中「防衛参事官等若しくは」を削る。

第二十七条の三第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第二十八条の三中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第二十八条の二第五項中「防衛参事官等若しくは」を削る。

第二十八条の三中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第二十八条の二第五項中「防衛参事官等若しくは」を削る。

第二十八条の三中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第二十八条の二第五項中「防衛参事官等若しくは」を削る。

第一類第十二号 安全保障委員会議録第四号

項目中「別表第三」の「別表第二」に、「第八条第三項」を「第八条第二項」に、「別表第三備考四」を「別表第二備考四」に改める。



理由

新たな安全保障環境に実効的に対応し得る体制を整備するため、施設行政及び装備品に係る組織の改編並びに地方連絡部の所掌事務等の変更を行うとともに、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するほか、これらに伴い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年四月二十日印刷

平成十八年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A